

# 利 用 上 の 注 意

## (経済センサス-活動調査の概要)

### 1 調査の目的

経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）によって実施している。

### 3 調査日

令和3年経済センサス-活動調査は、令和3年6月1日現在で実施した。

### 4 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。

- (1) 大分類A－「農業，林業」に属する個人経営の事業所
- (2) 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- (3) 大分類N－「生活関連サービス業，娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- (4) 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

## (本報告書について)

### 1 本報告書の構成

「調査結果の概要」及び「統計表」で構成した。

「調査結果の概要」は、「概況」、「事業所数」など15項目についてまとめた。

「統計表」は、「Ⅰ産業編」、「Ⅱ市町編」、「Ⅲ品目編」、「Ⅳ付表」の4項目に編集した。

「産業編」は、従業者4人以上の事業所について、日本標準産業分類に基づき、その主たる製造活動によって産業格付けし、産業別に集計したものである。「市町編」は、従業者4人以上の事業所について、主要な調査項目を市町別に集計したものである。

### 2 留意事項

- (1) 本報告書は、製造業について「令和3年経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）」（以下「令和3年活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について、静岡県分を本県が独自に集計したものである。

- ・ 個人経営の事業所ではないこと
- ・ 従業者 4 人以上の事業所であること
- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- ・ 国及び地方公共団体の事業所ではないこと

(2) 本報告書において、「令和 2 年」の数値は令和 3 年活動調査、「平成 27 年」の数値は「平成 28 年経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）」（以下「平成 28 年活動調査」という。）、「平成 23 年」の数値は「平成 24 年経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）」（以下「平成 24 年活動調査」という。）の数値である。その他の年次の数値は「工業統計調査（総務省・経済産業省）」（以下「工業統計」という。）の数値である。

調査結果のうち、事業所数、従業者数等については、調査日（令和 3 年活動調査：令和 3 年 6 月 1 日、平成 28 年活動調査：平成 28 年 6 月 1 日、平成 24 年活動調査：平成 24 年 2 月 1 日、工業統計：平成 29 年調査以降は調査年 6 月 1 日、平成 26 年調査以前は調査年 12 月 31 日）現在の数値である。また、製造品出荷額等などの経理事項（以下「経理事項」という。）は、表示年次における 1 年間の数値（以下「調査期間」という。）である。

この報告書に記載している各年次に実施した統計調査名と、それぞれの調査日及び調査期間は以下のように対応しており、数値の解釈に当たっては注意をする必要がある。

年次	調査名	事業所数・従業者数等 (調査日)	経理事項 (調査期間)
H1-H22	平成元年～平成 22 年工業統計調査	各年 12. 31 現在	各年 1. 1～各年 12. 31
H23	平成 24 年経済センサス-活動調査	H24. 2. 1 現在	H23. 1. 1～H23. 12. 31
H24	平成 24 年工業統計調査	H24. 12. 31 現在	H24. 1. 1～H24. 12. 31
H25	平成 25 年工業統計調査	H25. 12. 31 現在	H25. 1. 1～H25. 12. 31
H26	平成 26 年工業統計調査	H26. 12. 31 現在	H26. 1. 1～H26. 12. 31
H27	平成 28 年経済センサス-活動調査	H28. 6. 1 現在	H27. 1. 1～H27. 12. 31
H28	平成 29 年工業統計調査	H29. 6. 1 現在	H28. 1. 1～H28. 12. 31
H29	平成 30 年工業統計調査	H30. 6. 1 現在	H29. 1. 1～H29. 12. 31
H30	令和元年工業統計調査	R1. 6. 1 現在	H30. 1. 1～H30. 12. 31
R1	令和 2 年工業統計調査	R2. 6. 1 現在	H31. 1. 1～ R1. 12. 31
R2	令和 3 年経済センサス-活動調査	R3. 6. 1 現在	R2. 1. 1～ R2. 12. 31

(3) 令和 3 年活動調査では、個人経営を含まない集計値であることから、令和 2 年工業統計と単純比較ができないため前年比等を表示していない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

また、本報告書の調査結果の概要における平成 28 年活動調査結果は、事業所数、従業者数、製造品出荷額等については、個人経営調査票による調査分を含んだ数値であるのに対し、「粗付加価値額」のみ、個人経営調査票による調査分を含まない数値である。

(4) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

(5) 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計している（詳細は「用語の解説」を参照）。

(6) 令和3年活動調査では、従来の工業統計及び経済センサス-活動調査と異なり、従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主幹課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

(7) 経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

(8) 経済センサス-活動調査における「在庫額」については、ガイドラインに従って税込み補正処理の対象外になっており、令和3年活動調査でもガイドラインを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。

なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

(9) 市区町については、調査時点（令和3年6月1日）のものである。

## （統計表等の見方）

### 1 集計項目の説明

#### (1) 事業所数

調査日現在において、製造業に属する事業所の数である。

なお、事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

## (2) 従業者数

調査日現在で当該事業所で働いている人数であり、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（以下「出向・派遣受入者」という。）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（以下「出向・派遣送出者」という。）、1か月未満の期間を定めて雇用している者又は日々雇用している者（以下「臨時雇用者」という。）は含まれない。

なお、従業者は、①「有給役員」、②「無期雇用者」、③「有期雇用者（1ヶ月以上）」及び④「出向・派遣受入者」に分けられる。

- ① 「有給役員」とは、法人の取締役、理事などの役員のうち、役員報酬を得ている者をいう。
- ② 「無期雇用者」とは、雇用契約期間を定めずに雇用している者をいい、定年まで雇用される場合を含む。
- ③ 「有期雇用者（1ヶ月以上）」とは、有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用している者をいう。
- ④ 「出向・派遣受入者」とは、他の会社などの別経営の事業所から出向又は人材派遣会社から派遣されている者（受入者）をいう。

## (3) 現金給与総額

調査期間に、従業者、臨時雇用者又は出向・派遣送出者に対し支給された次の給与の額の合計である。

なお、(2)従業者数における①「有給役員」、②「無期雇用者」、③「有期雇用者（1ヶ月以上）」をまとめて常用雇用者等という。

- ① 常用雇用者等の給与額等（基本給、諸手当、特別に支払われた給与（期末賞与等））
- ② その他の給与額等（常用雇用者等に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向・派遣送出者に対する負担額など）

## (4) 原材料使用額等

調査期間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階での燃料の使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費（石油、ガス、石炭等）、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加

- 工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まれない。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まれない。
  - ⑥ 転売した商品の仕入額とは、調査期間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まれない。

#### (5) 製造品出荷額等

調査期間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず・廃物のお荷額及びその他収入額の合計であり、内国消費税額を含んだ額である。

なお、内国消費税額とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税をいい、調査項目に含まれないため、推計により算出している。

- ① 製造品のお荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、調査期間にその事業所からお荷した場合をいう。また、次のものも製造品お荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まれない。
  - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
  - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
  - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含む。ただし、調査期間中に返品され、再お荷されたものは含まれない。）
- ② 加工賃収入額とは、調査期間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず・廃物のお荷額以外で、例えば、転売収入、修理料収入、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入等の収入額をいう。

#### (6) 製造品、半製品及び仕掛品並びに原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品を含み、転売品は含まれない。

#### (7) 有形固定資産

有形固定資産の額は、調査期間における金額であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
  - ア 土地
  - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）
  - ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）
  - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上かつ原則として1件10万円以上の工具、器具及び備品等

- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ④ 減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

#### (8) 敷地面積

調査日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

#### (9) 水源別用水量

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1日当たり用水量とは、調査期間中に使用した工業用水の総量を調査期間中の操業日数で割ったものをいう。

##### ① 淡水

ア 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

エ 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問わない。

##### ② 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

#### (10) 計算項目算式一覧

##### ① 粗付加価値額

粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額  
＋推計消費税額）

##### ② 生産額（従業者30人以上の事業所）

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）

+ (半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

③ 付加価値額(従業者30人以上の事業所)

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－原材料使用額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－減価償却額

④ 現金給与率(従業者30人以上の事業所)

現金給与率＝ 
$$\frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)}} \times 100$$

⑤ 原材料率(従業者30人以上の事業所)

原材料率＝ 
$$\frac{\text{原材料使用額等－転売した商品の仕入額}}{\text{生産額－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)}} \times 100$$

⑥ 付加価値率(従業者30人以上の事業所)

付加価値率＝ 
$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)}} \times 100$$

⑦ 有形固定資産投資総額(従業者30人以上の事業所)

有形固定資産投資総額＝有形固定資産の取得額＋(建設仮勘定の年間増加額－建設仮勘定の年間減少額)

⑧ 有形固定資産投資純増額(従業者30人以上の事業所)

有形固定資産投資純増額＝有形固定資産投資総額－除却・売却による減少額

## 2 産業分類の表示

### (1) 産業分類について

本報告書の集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

本報告書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

なお、産業分類には、中分類（2桁）（以下「産業分類中分類」という。）、小分類（3桁）、細分類（4桁）（以下「産業分類細分類」という。）がある。

### (2) 産業分類中分類について

産業分類中分類の名称については、次表のとおり。なお、調査結果の概要における産業分類中分類は、それらの名称を略したものをを用いた。

なお、重化学工業と軽工業の区分については、次表で中分類番号を【 】で囲んだものを重化学工業とし、それ以外を軽工業とした。

また、産業3類型の区分については、次表で略称末尾に(基)と記したものを基礎素材型産業とし、同様に(加)と記したものを加工組立型産業、(生)と記したものを生活関連型産業とした。

産業分類中分類別略称表

番号	略 称	産業分類中分類	各産業における本県の主要製造品
09	食 料 品 (生)	食料品製造業	冷凍水産食品、その他の製造食料品、そう(惣)菜
10	飲料・たばこ・飼料 (生)	飲料・たばこ・飼料製造業	たばこ、茶系飲料、緑茶(仕上茶)
11	織 維 工 業 (生)	繊維工業	炭素繊維、その他の衛生医療用繊維製品、他に分類されない繊維製品(ニット製を含む)
12	木 材 ・ 木 製 品 (基)	木材・木製品製造業(家具を除く)	住宅建築用木製組立材料、床板、特殊合板(集成材を除く)
13	家 具 ・ 装 備 品 (生)	家具・装備品製造業	事務所用・店舗用装備品、ベッド用マットレス、組スプリング、建具(金属製を除く)
14	パ ル プ ・ 紙 (基)	パルプ・紙・紙加工品製造業	その他の紙製衛生用品、衛生用紙、段ボール箱
15	印 刷 (生)	印刷・同関連業	オフセット印刷物(紙に対するもの)、とっ版印刷物(紙に対するもの)、紙以外のものに対する印刷物
【16】	化 学 工 業 (基)	化学工業	医薬品製剤(医薬部外品製剤を含む)、触媒、その他の化学工業製品
【17】	石 油 ・ 石 炭 (基)	石油製品・石炭製品製造業	アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材、潤滑油(購入した鉱・動・植物油によるもの)、他に分類されない石油製品・石炭製品
18	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 (基)	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	自動車用プラスチック製品、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品、包装用軟質プラスチックフィルム(厚さ0.2mm未満)
19	ゴ ム 製 品 (基)	ゴム製品製造業	その他の工業用ゴム製品、乗用車用タイヤ、防振ゴム
20	な め し 革 ・ 同 製 品 (生)	なめし革・同製品・毛皮製造業	その他のかばん類、袋物、婦人用・子供用革靴
21	窯 業 ・ 土 石 (基)	窯業・土石製品製造業	光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、生コンクリート、その他のコンクリート製品
【22】	鉄 鋼 業 (基)	鉄鋼業	鉄鋼切断品(溶断を含む)、鉄スクラップ加工処理品、機械用鉄鉄鋳物
【23】	非 鉄 金 属 (基)	非鉄金属製造業	銅被覆線、銅裸線、電力ケーブル
【24】	金 属 製 品 (基)	金属製品製造業	鉄骨、打抜・プレス機械部分品(機械仕上げをしないもの)、ガス湯沸器
【25】	は ん 用 機 械 (加)	はん用機械器具製造業	エアコンデション(ウインド形、セパレート形を除く)、こも輪受(輪受ユニット用を除く)、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品
【26】	生 産 用 機 械 (加)	生産用機械器具製造業	その他の生産用機械器具、数値制御ロボット、プレス用金型
【27】	業 務 用 機 械 (加)	業務用機械器具製造業	医療用機械器具、同装置、他に分類されない計量器・測定器・分析機器・試験機、歯科材料
【28】	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス (加)	電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の半導体素子、プリント配線実装基板、その他の電子管
【29】	電 気 機 械 (加)	電気機械器具製造業	白熱電灯器具、内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品、直流・交流小形電動機(3W以上70W未満)
【30】	情 報 通 信 機 械 (加)	情報通信機械器具製造業	デジタル伝送装置、無線応用装置、その他の端末装置
【31】	輸 送 機 械 (加)	輸送用機械器具製造業	軽・小型乗用車(気筒容量2000ml以下)(シャシーを含む)、駆動・伝導・操縦装置部品、その他の自動車部品(二輪自動車部品を含む)
32	そ の 他 の 製 造 業 (生)	その他の製造業	プラスチックモデルキット、ピアノ、その他の運動用具

### 3 統計表等に用いた記号の用法及び注記

#### (1) 記号の用法

「 - 」：該当の数値がないもの

「 0 」：端数四捨五入による単位未満のもの

「▲、-」：負数(マイナス)であることを示す。統計数値の前に付す。

「 … 」：該当数値が不詳のもの

「 X 」：1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、  
個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあり秘匿した箇所

なお、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所の数値が  
前後の関係から判明する箇所は「X」で表示した。

#### (2) 秘匿の数値の扱い

統計表中の「X」の数値は、総数に含めている。

#### (3) 金額の積み上げと合計

金額を百万円単位又は億円単位で表示してある箇所は、百万円未満又は億円未満を四捨五入しているため、関係各欄の積み上げによる合計と合計欄の数値とが一致しない場合がある。

#### (4) 構成比の積み上げ

構成比は、それぞれ小数点2桁目を四捨五入しているため、積み上げの合計が100%にならない場合がある。

## (5) 従業者規模区分

「調査結果の概要」中、従業者規模区分は次のとおりとした。

「小規模」：従業者数 4 ～ 29人

「中規模」：従業者数 30 ～ 299人

「大規模」：従業者数 300人以上

## 5 その他

- (1) この報告書の数値は、総務省・経済産業省が公表した「令和3年経済センサス - 活動調査産業別集計（製造業に関する集計）」のうち、静岡県分の調査結果を取りまとめたものである。なお、数値の一部については、同調査結果を本県が独自に集計したものを含んでいるため、総務省・経済産業省が公表した数値と相違する場合がある。
- (2) 複数の分類項目（多品種の生産）に該当する製造を行っている事業所については、出荷額の最も多い分類項目に、当該事業所を格付けし、その産業分類に当該事業所のすべての集計項目が算入されている。
- (3) 統計表のうち「Ⅲ 品目編」の産出事業所数は、ひとつの事業所が複数の品目を生産した場合、品目ごとに産出事業所数として重複して計上される。したがって、「産業編」の事業所数の合計と「品目編」の産出事業所数の合計とは一致しない。

この報告書についての問い合わせ先は次のとおりです。

なお、本内容は下記ホームページにも掲載しています。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事直轄組織デジタル戦略局統計調査課 商工・経済班

電話 054-221-2240(直通) FAX 054-221-3609

統計センターしずおか URL <https://toukei.pref.shizuoka.jp/>